

腎代替療法専門指導士について

腎代替療法専門指導士資格設立の経緯と目的

日本腎代替療法医療専門職推進協会では、日本透析医学会、日本腎臓学会、日本臨床腎移植学会、日本移植学会、日本腹膜透析医学会、日本腎不全看護学会、日本臨床工学技士会、日本病態栄養学会、日本腎臓病薬物療法学会、日本透析医会、日本腎臓病協会(順不同)と共同で、多職種で連携し、より良い腎不全医療を推進させるために「腎代替療法専門指導士」制度を立ち上げました。「腎代替療法専門指導士」は、職種横断的な、CKDの腎代替療法の選択・療養指導に関する基本知識を有した方を育成し、透析医療だけでなく、移植医療や保存的腎臓療法を推進していく方々が取得する資格です。対象は看護師・保健師、管理栄養士、薬剤師、臨床工学技士、移植コーディネーター、および医師の方々です。本指導士認定制度は腎代替療法の適切な選択を推進し、透析・腎移植患者のADL・QOL向上を目指すことを目的としています。

腎代替療法専門指導士についてのご案内

腎代替療法専門指導士案内用スライド PDF版(準備中)

認定試験受験資格と必要書類

腎代替療法専門指導士応募要件フロー図(別添フロー図参照)

看護師・保健師、管理栄養士、薬剤師、臨床工学技士、移植コーディネーターおよび医師の資格を有するもの。応募時にそれぞれの専門(または認定)資格を取得している者で、かつ下記 1)2)を満たすことを条件とします。

施設研修は不要ですが、腎代替療法の医療現場に既に従事している(していた)ことが必要です。

- 1) 過去10年以内に通算3年以上、腎臓病患者の療法選択指導業務、食事指導、薬剤服薬指導、移植コーディネーター、あるいは腎代替療法の医療現場に従事している者で、各専門または認定資格(注1)を有すること。
- 2) 腎代替療法選択指導に関する20単位(1単位50分)のeラーニング講義の受講を行い、各受講単位のeラーニング試験に全5問に正解すること(試験は複数回の受講は可能)(*)。更新時の年度に再度年間20単位を取得した場合、その年度末の申請要件を満たすものとし更新申請が可能とする。

*なお、今回の初回取得にはeラーニング講義の受講及び「Q18 腎代替療法専門指導士について」の受講が必須になります。また、今後の更新には日本透析医学会年次学術集会総会における、特別講習会(1単位)の受講参加及びeラーニング受講を必要とします。

特別講習会(1単位)の受講については学会の受講証明書を以て、必須20単位の内の1単位を取得となります。

資格申請のために必要な書類

- 1) 実務経験証明書をご提出ください
- 2) 「研修 e-learning」受講証明書

なお、専門資格(注 1)のいずれかを有している場合は、研修 e-learning 受講必須 20 単位から若干の単位数を免除いたします。専門資格認定証のコピーをご提出ください。

資格認定期間と更新について

合格承認された場合には 5 年間有効とします。

5 年間の最終年度では、更新のために、新たに 20 単位の新規講習単位認定が必要です。

その他の指導士資格更新の条件は下記に示します。

5 年間の認定期間において所属施設にて、5 例以上の在宅自己腹膜灌流指導管理料の算定患者がいること、腎移植に向けた手続き(献腎移植の新規登録または更新、生体腎移植紹介例)が合わせて 10 例以上あることが必要ですが、達成できない場合には、「達成に向けた研修記録」を提出することで代用できます。「達成に向けた研修記録」については今後 Q&A で詳細を提示いたします。

(注1) 専門資格について

以下の各職種のいずれかの専門資格を有する者は所定の必須単位数(20 単位)から若干の減免措置が受けられます。

慢性腎臓病療養指導看護師(CKDLN) (旧透析療法指導看護師(CKDLN)) (7 単位免除)

透析・腎不全認定看護師(CN) (旧 透析看護認定看護師(CN)) (7 単位免除)

腎臓病病態栄養専門管理栄養士 (1 単位免除)

腎臓病薬物療法専門・認定 薬剤師 (1 単位免除)

血液浄化関連専門臨床工学技士 (5 単位免除)

認定血液浄化関連臨床工学技士 (5 単位免除)

認定レシピエント移植コーディネーター (6 単位免除)

腎臓病療養指導士 (4 単位免除)

日本腎臓学会、日本透析医学会の専門医及び日本腹膜透析医学会、日本臨床腎移植学会の認定医 (8 単位免除)